3　前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

4　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、固定業務を行う無線局が受信する一、七一〇MHzから一、九八〇MHzまで、二、〇一〇MHzから二、〇二五MHzまで及び二、一一〇MHzから二、一七〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
二度以下	（一）一五〇デシベル
二度を超え二〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-150+1.78\times(\theta-2)$ デシベル
二〇度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 $-118+0.215\times(\theta-20)$ デシベル
四八度を超え九〇度以下	（一）一一二デシベル

5　前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

6　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、二、一七〇MHzから二、二〇〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の四kHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。）の値が、水平方向を基準とした電波の到来角が九〇度以下の場合においては（一）一六五デシベルを超えないよう運用しなければならない。

7　高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局と通信を行う固定局は、その送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が一〇度以上となるよう運用しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。